



## 亀山市空家等対策の推進に関する条例について

平成28年9月亀山市議会定例会において、亀山市空家等対策の推進に関する条例（以下、「条例」という。）が可決されました。空家対策に関する条例は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「特措法」という。）が成立して以降、三重県内で初めての制定となります。

本条例は、空家等に関する対策の推進に関し、基本理念を定め、市、空家等の所有者等、市民のそれぞれの行なう責務と役割を認識するものとし、特措法で定めるもののほか、「管理不全状態の空家等に対する措置」及び「緊急安全措置」といった独自の措置を定め、市民の生活環境の保全を図ることにより、安全で安心なまちづくりにつなげていきます。

市民の皆様には、所有又は管理する空家の適切な管理を行っていただくとともに、市が実施する空家に関する対策にご協力をお願いすることとなります。

今後は、特措法及び条例に基づき、地域住民や学識経験者の参画による亀山市空家等対策協議会を速やかに設置し、本年度末までに亀山市空家等対策計画を策定していきます。

なお、対策計画の策定に際しては、パブリックコメントなどを通じ、多様なご意見を伺いたいと考えており、市民の皆様の格別のご理解とご協力の程をお願いします。